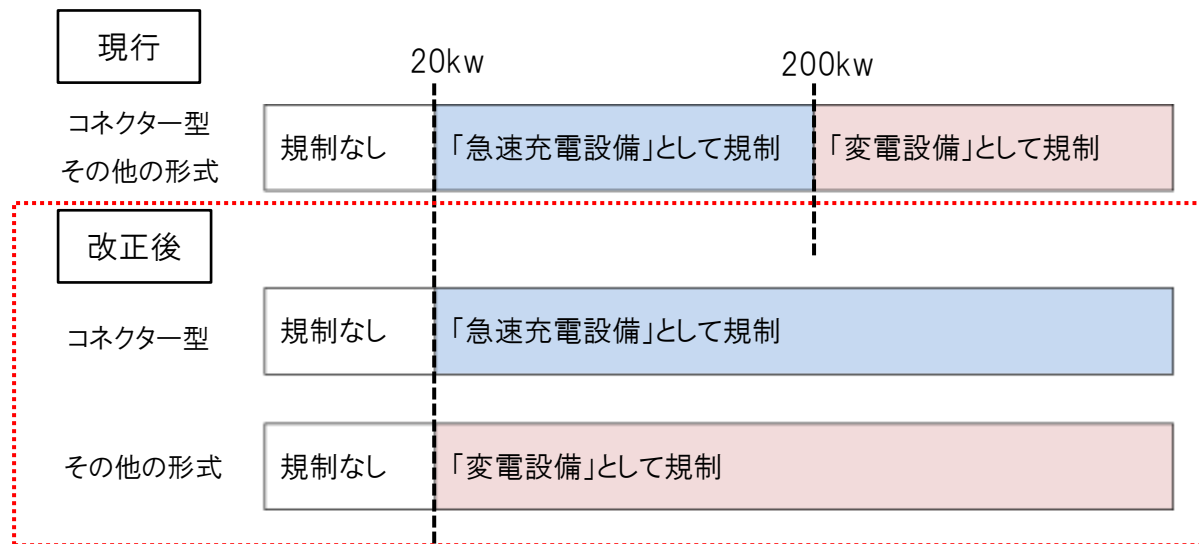


東広島市火災予防条例改正の概要

《急速充電設備（第20条の2）》

- 1 急速充電設備とは
電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備。
- ※普通充電設備とは違います。
- 2 改正の内容
- (1) 急速充電設備の定義
- ア これまで、全出力20キロワットを超え200キロワット以下のものを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃し、今まで変電設備として取り扱っていた200キロワット超のものも急速充電設備として取り扱います。
- また、急速充電設備を次のとおり定めます。
- (ア) 急速充電設備の充電対象の拡大
電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するもの。
- (イ) 急速充電設備は「コネクターを用いて充電する設備」であること。
- (ロ) 分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストを含むこと。



※コネクター：充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの
 分離型：変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストで構成されるもの
 充電ポスト：コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

- (2) 充電ポストの取扱いに関する事項
 分離型の急速充電設備の充電ポストについては、次の事項を適用しないこととする。
- ア 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。
- イ 筐体を不燃性の金属で造ること。
- (3) 緊急停止装置について
 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置（緊急停止装置）を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けることを規定します。

- (4) 蓄電池について
- ア 急速充電設備に内蔵する蓄電池について、「主として保安のために設けるもの」のみの場合は、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置に関する規定を適用しないこととします。
- イ 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに「主として保安のために設けるもの」を除き、蓄電池を内蔵しないこととします。
- ※「主として保安のために設けるもの」：停電時等に電気自動車等とコネクターの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池
- 3 施行年月日
 令和5年10月1日

《蓄電池設備（第22条）（第79条）》

- 1 改正の内容
- (1) 蓄電池設備の規制対象の見直し
 これまで、定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のものを規制対象としていましたが、蓄電池容量が10キロワット時を超えるものを規制対象とします。
- ただし、10キロワット時を超え20キロワット時以下であつて、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2」に定めるものは、規制対象から除くこととしています。

現行	定格容量と電槽数の積の合計	条例規制
	4,800アンペアアワー・セル未満	対象外
	4,800アンペアアワー・セル以上	規制対象



改正後	蓄電池容量	条例規制
	10キロワット時以下	対象外
	10キロワット時超え 20キロワット時以下	規制対象 (蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定めるものを除く。)
	20キロワット時超え	規制対象

- (2) 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備は、開放形鉛蓄電池を用いたものであることを明記しています。
- (3) 転倒等防止措置
 酸性又はアルカリ性でない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及しているため、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒等防止措置を規定しています。
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備
- ア 雨水等の浸入防止措置

キュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいことを規定しています。(第20条の2第1項第4号の規定を準用)

イ 建築物からの離隔距離

建築物から3メートル以上の離隔距離を設けなくてもよい要件に、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3」に定めるものを加えています。

(5) 換気、点検及び整備に支障のない距離

これまでキュービクル式のものに限定していましたが、キュービクル式以外についても共通に求められる措置として適正化を図っています。(第20条第1項第4号の規定を準用)

(6) 蓄電池設備の設置(内容の変更を含む。)の届出について、20キロワット時以下は除くことを規定しています。

蓄電池容量	届出
10キロワット時以下	不要
10キロワット時超え 20キロワット時以下	不要
20キロワット時超え	必要

2 施行年月日
令和6年1月1日

《喫煙等(第35条)》

1 改正の内容

(1) 喫煙所に健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、「喫煙所」と表示した標識の設置の措置を講じなくてもよいことを規定しています。



(2) 「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規格に適合するものとするよう規定しています。

- ア 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号
国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210
- イ 「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号
国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210

表示の種類	図記号	
	ISO	JIS
禁煙である旨の表示		
火気厳禁である旨の表示		
喫煙所である旨の表示		

※ISO(国際標準化機構)、JIS(日本産業規格)

2 施行年月日
令和5年9月20日

《火気設備等に係る離隔距離(別表第1)》

1 改正の内容

厨房設備のうち、木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離を規定しています。

区分	離隔距離(単位:センチメートル)			
	上方	側方	前方	後方
炭火焼き器 不燃以外 (離隔距離の対象が不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。)	100	50	50	50
不燃 (離隔距離の対象が不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。)	80	30	—	30

※離隔距離:火気設備等の接する壁面などが加熱されることにより火災危険が発生することを防ぐために、火気設備等と建築物及び可燃物などとの間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。

2 施行年月日
令和6年1月1日